

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	天王寺保育園		
運営法人名称	社会福祉法人 種の会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長 片山 雄基		
定員（利用人数）	100 名		
事業所所在地	〒 543-0042 大阪市天王寺区烏ヶ辻2-8-2		
電話番号	06 - 6771 - 0260		
FAX番号	06 - 6771 - 0265		
ホームページアドレス	https://tanenokai.ed.jp/tennoji/		
電子メールアドレス	tennoji@tanenokai.jp		
事業開始年月日	令和4年4月1日		
職員・従業員数※	正規	17 名	非正規 15 名
専門職員※	医師 歯科医師		
施設・設備の概要※	[居室] 鉄筋コンクリート造		
	[設備等]		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

<p>創始理念 子どもの立場を尊重し、新しいかかわり 「大人と子ども」「大人どうし」「子どもどうし」の関係性の再構築を 創造するための施設にする</p> <p>運営理念 “みんなでみんなをみていく園づくり” ー私たちスタッフ一人ひとりが作り手ですー</p>
--

【施設・事業所の特徴的な取組】

<p>法人の特徴的な取り組みである「サーキット」は乳児は週3回、幼児は週1回定番活動として取り組んでいます。また、乳児は「ミックスデイ」幼児は「フリーデイ」という異年齢活動（コーナー活動）を実施しています。絵画では「おかだ美保先生」の絵画（色）遊び&園内研修を行なっています。種の会オリジナルの「運動会メソッド」では創始者の会長の研修を毎年受け取り組みと本番に活かしている。</p> <p>室内は木の温もりのある木材を使い、戸外では地上園庭、屋上園庭とで植物や砂場、人工芝、天然芝、木製遊具など、様々な経験ができる環境を作っている。</p> <p>職員には、休憩時間、事務時間を保証できるように職員全体で協力し、毎朝「朝礼」を定例化しており、心構えとともに日々の連絡と情報共有を図っている。（やったマップ、キラキラシートなど）</p> <p>地域との交流や連携について、隣の高校体育館を借用しての運動会の実施、施設連絡会、小学校協議会、私保連生野ブロック会への参加、近隣施設に公開保育なども実施している。</p>
--

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 評価基準研究所（IRES）
大阪府認証番号	270058
評価実施期間	令和5年12月5日～令和6年3月29日
評価決定年月日	令和6年3月29日
評価調査者（役割）	2001C008（運営管理委員） 0501C152（運営管理・専門職委員） 2001C007（運営管理委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

本園の特徴は、園が考える子どもたちの主体性や個性を尊重し、自立した子どもに育ていくために、自問自答を繰り返し、創意工夫を働かせながら、職員集団がチームワークを発揮し取り組みを継続するという一途さにあると言って良いだろう。旧態依然とした保育観や教育観を見つめ直し、目の前にいる子ども（たち）にとって、これからの社会を担っていく子どもたちにとって、どんな経験が必要なのか、園としてどんな保育が求められているのかを、保護者との分かち合いと丁寧な説明が必要になってくる。

例えば早期教育などもその表れであり、小学校以降の準備教育や知識・技能の取得に執着するのではなく、子どもたちが他者との良好な関係性を構築できるような社会性を身につけ、主体的な知的好奇心を発揮し、その子らしく伸びていくことを期待している。

この園のある地区は一般的に文教地区と言われているが、様々な知見や法人内においても姉妹園との相互研修や保育研究を通じて、多様な保育実践を参考にしながら、この地域の中でも信頼を得ていけるよう努力していくものと思われる。

この園のある地区は一般的に文教地区と言われているが、様々な知見や法人内においても姉妹園との相互研修や保育研究を通じて、多様な保育実践を参考にしながら、この地域の中でも信頼を得ていけるよう努力していくものと思われる。

本園に求めたいのは、園外の保護者や地域への本園の考え方の継続的な発信であり、法人のサポートを得ながら他の園との連携や研鑽を続けてほしい。本園の園長と主任のチームは強力ではあるが、職員集団の底上げのためにわかりやすく言語化しさらに取り組みの発展が期待される。

全職員の総体として質の高い就学前保育・教育施設としてこれからも歩んでいかれること、地域に新しい風を吹き込み続ける園となることを、評価機関としては祈りたい。

◆特に評価の高い点

法人のしっかりとした理念があり、これに基づいた園としての目指す子ども像も明確にされている。これの実現に向けて、法人姿勢と同じく職員の「民主主義」を目指しており、職員全員が納得できるプロセスを経て園としての決定を重ねていこうとする姿勢がある。トップダウンではなく、職員全員が理解し保育を進めようとするこの姿勢は、法人が大切にしている「みんなでみんなを見ていく」、とも合致する考え方ではあるが本園の顕著な特徴であり、職員の関係の良好性を担保するものになっている。

◆改善を求められる点

園長と主任との良好な関係性や円滑なコミュニケーションが下地となって、本園全体の良好な職員関係が構築されつつあるが、経営層の考え方を職員に伝えるための言語化がまだ不完全であり、より職員が理解を進めるための定義付けが期待される。例えば、「自立とはすべてを自分でできることではなく、人に助けを願いしたり求められれば援助できる関係のこと」、であるという定義が明確にされれば、各職員の子どもへの支援する明確な基準ともなりうる。職員の報告においても、保育環境設定や支援内容をきちんと言語化することができれば、これを保護者に信頼されるための大きなツールにもできるだろう。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業所名：天王寺保育園

- ・法人全体の理念・方針や組織運営のあり方、研修体制等への理解をもとに評価して下さり、開園して年数が短い園として実態に見合った評価をして下さったと感じています。
- ・実態としては、文書化や明文化がまだ不十分であったり、職員への周知にまで至っていないこともあるが、これからの取り組み方や方向性を後押ししていただき、モチベーションの向上につながりました。
- ・評価基準を目安としながらも、標準化だけにとらわれず、園が目指す方向性やビジョンを尊重して下さり、それに見合った評価やコメントをいただき受審してよかったと思っております。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I - 1 理念・基本方針		
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I - 1 - (1) - ①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	園長は幼児保育の世界で保育園の園児たちと関わる期間が長く、その経験から幼児の保育・教育の大切さを感じ、幼児保育の会社経営者（現法人の創設者）からの勧めで保育園に転身した経緯がある。本園としての「3つの願い」は法人理念を前提としたもので、園長と主任によって新たに作成されている。この内容としては、1. 「自園で大切にしたいこと」として、「てんのうじらしさ」の発見、発掘、発信 2. 「目指す職員像」としてチームワークにより創意工夫できる職員集団 3. 「目指す子ども像」として、その子「らしく」今を生きる子どもが具体的かつ明確に言語化されており、職員がベクトルを合わせて日々の保育に向かうことができるようになることを意図したものである。	

		評価結果
I - 2 経営状況の把握		
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I - 2 - (1) - ①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	園内の経営状況・収支状況は、近時提携するようになった会計事務所による会計チェックで状況を把握できるようになっており、園で検討し、その結果は本部にも報告して情報が共有されている。園の収支では、法人の目指す人件費比率目標が設定されており、この実現に向けて園としては大阪市の補助金の内容や申請の仕方を把握できていなかったところを会計士にも確認し、これを行政担当者に聴くなどして情報収集には力を入れている。これらの結果として、できる限り補助金を獲得もできるようにし、経費も削減することで、経費の圧縮と収入確保から収支の改善ができるようにしている。	
I - 2 - (1) - ②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	経営課題としては、近隣地区が文教地区であり保育園も数多くある中で如何にして入園希望者を確保するかが最大のポイントである。これに対して園では、安易な早期教育導入による集客は行わず、本園は子どもの育ちを専門的に捉えて園児たちの社会的な学びを中心とした保育を行うことを保護者には宣言し、早期教育が子どもの育ちに良いと考える保護者に対しては、むしろ考え違いをしていることを伝えるまでの姿勢がある。目指す保育の実現には、保護者が保育園として最も必要な、子ども同士の関係性構築や社会性確保を理解し、子育ての協働者として園を信頼してもらうことが不可欠だと考えているからでもある。そのために、管理職のための「コンセプトブック」、職員のための「糧」などが準備されて法人としての職員が目指すべき子どもの育ちや職員の姿勢が明示されている。	

		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3 - (1) - ①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人には充実した中長期計画が準備されており、法人全体として時間をかけて達成すべき目標が明確に各園に対して提示されている。しかし、本園では本園の実情を反映させるための、法人の中長期目標と項目は共通するが、本園の改革・理念実現に向けて本当に必要な中期計画が園長と主幹保育士により考えられて、独自に作成されており、着実な事業計画（各年度の）につなげることで、園理念の実現を目指している。この中期計画については年度末の職員会議でも、保護者の意見等も可能な限り取り入れ、必要があれば随時見直しできるようにされており、柔軟な計画の策定や見直しが可能となっている。	
I - 3 - (1) - ②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	事業計画の項目は、大項目として「理念に基づいた教育・保育」「地域貢献」「委員会活動の強化」「LLを柱とした保育実践と研鑽」「研修の充実」「人材育成・人事評価」「法人外部評価」「財務」「運営強化」などに分類されて、それぞれの詳しい実施項目から、実施時期や場所、実施回数などが計画されたものとなっている。これについては、担当者や確認事項そして途中経過も記入できる形式のものであり、日常・行事にちなんだものとして、意識して活用できるものである。これは年度末近くの職員会議で経営層の考えた計画として公表がされ、職員の意見も取り入れることができるようになっている。	
I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	本園では来年度からの「子ども園」化が決まっており、これに合わせて新規の定員15名が増えることになるが、早期の対応によってこの定員増加分はほぼ新規に確保できることも確定している。これに伴う事務処理業務は園内では増えるものの、事務の専属社員がおり、安定的な経営に向けて前向きな準備も順調に進められている。また、これに合わせた必要な各種の保育対応も順調に進んでおり、来年度以降の安定的な園運営が可能である。これらの重要な計画については、民主主義をうたう本園では、職員にも出来る限り早い時期から伝えられて、理解を促すだけでなく各自の意見も真摯に聞く姿勢が園全体にある。	
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	毎年5月のクラス懇談会では、園長が15分程度保護者に対して直接話しをしているが、園の理念や考え方とともに、その年の事業計画についてもパワーポイントで分かりやすく説明している。また、この内容は園の1階にも掲示するなどして、保護者の理解を促している。園としては、園が目指す保育を保護者に理解してもらおうようになることで園サポーターとして園への高い信頼を得られるようになることが、結果的には職員が目指している保育指針の実現に向けた最良策であると認識しており、園からの保育計画の発信等を今後も充実させて継続したいと考えている。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	子どもたちの願いを実現することを園として目指しており、選択肢をできるだけ増やすことから、願いを反映させることを目指している。子どもたち自身でも、問題点を考え出してみんなが出来る方向に落ち着いた事例もあったという。(具体的には、行事で「お化け屋敷をやりたい」という意見が出たが、嫌がる小さな子もいるからという議論になり、最終は子どもたちが調整して「迷路」に落ち着いた、という事例。)このような子どもたちの主体的な議論や発展を職員は温かく見守っている。発表会の際には各クラスの担当が順番に抜けて、抜けた代わりに他のクラス職員が入ることで、各クラスの枠を超えた相互の補い合い、も自然にできるようになったという。ホールの使い方や制作物の継続性などもあるべき姿を今後話し合う予定であると言い、これらの職員同士の議論発展による子どもたちの保育環境のさらなる改善も期待できるであろう。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	ニュージーランドの小学校と保育園(テ・ファリキ) との間の組織の緩やかな移行・連携をしている様子を見ている園長は、日本的な同じタイミングでの子どもたちの入学が子どもの小学校への弊害になっていることを考えると、要録以外でも小学校との連携を如何に円滑にできるかを考えたいという。小学校の教員を園に招き、保育園が如何に子どもたちの自主性発揮を意図しているかを伝えることも今後の目指す姿かもしれない。小学校教育との連携に関しては、保育園側ではなく小学校側に保育園が目指している自主性尊重を十分に理解しない教師が多いということも、課題である。したがって、この連携は保育園からの積極的な小学校側へのアプローチは継続的に行う必要がある。園長はこれを意識しており、今後の新たな連携模索に期待したい。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	b
(コメント)	保育基本マニュアルの中に、職務表(業務分担表)で業務内容が明示されており、園長や主任・主幹が園内で果たすべき役割が明確にされている。これを基本として園内での各職員の役割分担は、今後は検討すべき課題であるかもしれない。具体的には、日々の保育内におけるクラス内の役割分担や、誰かが抜けた際の他の職員の自然な役割交代などが考えられる。優れた園では、保育士の存在が目立たない。これは保育士が子どもたちの動きをさりげなく予測して、事前に立ち位置を動かすことで、子どもたちをいつでも支援できるようにしているからであり、保育士が黒子として子どもたちを支える立場となれることを、今後は職員ひとり一人が意識できるようになれば良いであろう。	
Ⅱ - 1 - (1) - ②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b

(コメント)	園の方針や基本姿勢は朝礼時に「8つの心得」を職員が毎日唱和して、日々の保育における意識化を図っている。これを始めたのは、法人として「循環浸透」という言葉が言われたこともあり、これを受けて職員の行動指針のような形で、園長は本園開設時に日々の園の中で大事にしていきたいことを盛り込んだ、というのが経緯だという。既に見直しも1回行っているが、これは職員が進化したため、次のステージに進んだことを理由としている。具体的には、「文句や愚痴を話さないようにしよう」が達成されたために、「意見提案したことをやる集団になろう！」に変化した、という経緯がある。今後も同じようなステップアップは続くと思われ、職員の進化もこれによって確認できるであろう。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	保育の質向上に向けた様々な制度を法人だけではなく園内でも導入しており、その一つが、「メンターメンティー制度」である。これは、若い職員が先輩職員をメンターとしていつでも相談できる関係性を構築するペアリングの制度であり、先輩職員も後輩に話すことで、言語化や説明能力の向上が図られ、職員相互の育ちが図れているという。この制度は、先輩職員と主任間にも応用されており、組織運営的な相談などから、次世代管理職の育成への大きなツールとなっている。今年から法人とした始まった、「園長チャレンジプログラム」「主任チャレンジプログラム」は、次代の園長・主任を担う人への研修・履修プログラムであり、これから園長や主任になろうとしている人に、なってから覚えるのではなく、その前に地域や心もとを育成しようとするプログラムで非常に工夫がされたものとなった優れた取り組みである。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	職員アンケートは法人が定期的にとっており、保護者からの満足度アンケートは園独自で行っている。具体的には、主要な行事（運動会や発表会）の際には保護者からの意見を収集し次年度に生かすようにしている。園からのこのような行事アンケートを取る際には、その行事への意見だけでなく、併せて園に対する広い要望や質問なども書いてもらえる項目を追加することによって、保護者の考えをタイムリーに把握できるようにできる。このような小さな工夫を続けることから、保護者の信頼確保を意図的に実現できるように求めたい。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	専門校との関係性を密にするための取り組みがされており、園長が2つの短期大学と大学で講師を務めるなどから、教育機関との親密な関係を構築することができつつあり、新規の職員採用につなげることも出来ているという。職員の定着に向けては、ワークライフバランスを重視することから残業時間も月1回の職員会議を除けばほぼない状況を作り出し、職員に精神的な余裕を持たせることから、子どもたちを余裕をもって観察したり、保育環境を考えだしたりという、保育の充実につながるような各職員の前向きさにつなげられることが望ましいだろう。目指す保育の実現は、最終的には各職員の前向きな環境設定や工夫によってしかなしえないものだからである。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b

(コメント)

子どもに対して、職員がいかにさりげない支援ができているか検証してほしい
人事管理面では経営層が話し合い、円滑な園運営ができていることからマネジメント面での大きな問題点はないが、職員が保育を日々楽しめる環境づくり、園に来るのが楽しい環境をいかに作るのか、職員がいかにさりげなく子どもの支援に向かえているかを検証してほしい。職員の目指してほしい保育は園として明確になっており、その実現に向けた各職員の貢献を目的とした人材育成も着実に進んできている。また、面談を通じて各職員とのコミュニケーションを図るだけではなく、希望や要望も聞いてそれを園運営に生かそうとする姿勢もある。また、職員の気づきや意見・疑問点をクラス会議、以上児会議、未満児会議、子どもを語る会等で話し合い、それらを集約し園全体のことを全体の職員会議で検討し、改善を図るようにもしている点で総合的な人事管理はできていると言って良いだろう。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>(コメント) 充実した福利厚生を準備、ワークライフバランスも推進している 法人の支援によって、本園でも職員の福利厚生面は充実されている。基本的な労働条件や制度等については、随時職員へ情報提供を行い、休暇取得や時間外勤務の状況も所定の書式によって把握して、計画的に職員間で偏りのない勤務ができるとともに各職員のワークライフバランスを推進するようにしている。その他、職員の健康管理面でもその日の職員の体調を把握し、健康管理の確認に務めて所定のチェック表によって管理もできている。職員のやる気は、福利厚生面だけではなく子どもたちの発達を保育の中で実感できることが最も大きい。職員の業務の負担を減らす事で、働きやすい職場環境が作れるように努めているが、これと保育の実感をどのように共有できるかを今後のテーマとしてさらなる工夫に取り組んでほしい。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>(コメント) 各職員は、個人目標を年度初めに設定して中間報告で進捗状況、期末報告で達成度の自己評価を行っており、基本的な育成へ向けた園としてのシステムはできている。現在全国社会福祉協議会が各施設に求めている「個人別育成カルテ」という書式がある。これは各職員自らが自身の不足する能力や知識をまず考え、これを各人が補うことで施設としての組織力向上を目指すためのものである。園としての組織力向上には、まず職員一人ひとりの個人的な成長が前提となることを各職員が意識してほしい。そのために必要な書式の作成と面談による園と個人との話し合いが大きな意味を持つであろう。この点に関するさらなる深化が本園では期待されている。</p>	
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>(コメント) 職員養成のための育成プログラムや研修計画がさまざま用意されている園では「肯定的に物事を捉える」ことを職員に期待し、過去を肯定的にするために他者の言動や行為もこのように考えることを求めているという。このような職員を実現するためには、他者を否定せずと同じ立場で考える、という視点が必要であり、この実現に向けた人材育成プログラムを策定したいと園長は考えている。期待する職員像や園の保育目標も明示されている。そして職員には、必要な研修を案内し、研修計画に沿って保育に携わる職員としての資質向上を図る研修に参加させるなどしている。研修受講後の報告書については、報告テーマを「業務でどのように生かしたか？」をテーマとするなど、報告時期等についても職員の共有を考えると今後の見直しが期待される。</p>	
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>(コメント) 法人としてのしっかりとした研修が準備されており、これは法人内の研修運営チームにて研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行なってもいるという。これを本園でも活用して各職員の成長を確実に把握するようにしている。また、研修計画は職員の経験年数、過去の研修履歴等を踏まえて作成されており、テーマ別や職種別の専門性の向上を図る研修にも参加することで職員一人ひとりの資質向上を目指している。また、保育に関する自主研修や講座の案内などは随時職員へ周知を図り、学びの場を広げられることを目指している。課題は各職員の主体的な学びへの意欲であり、園全体としてそれぞれの職員が今以上に意欲的な姿勢を持てるためにはどうすべきかを考えていただきたい。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
(コメント)	園としての受け入れマニュアルを作成して受け入れ態勢を整え、実習生に有益な学びの場を提供できるように意識している 窓口である主任は、園の「実習のしおり」を配布して確認してもらうだけではなく、事前に園のホームページで園の情報などをあらかじめ見て来てもらい、効果が出るように意識している。また事前の打ち合わせでも、どのクラスでの実習を行いたいのか、設定保育、早出遅出体験等、の希望を聞いて出来るだけ希望に沿うように配慮し、実習の予定表を作成している。また、実習を受け入れるクラスの担任は、その日の活動のねらいや目標を実習生には朝から伝え、実習での学びが今後活かされるようにと日誌などでアドバイスも行っている。期間中に養成校の先生が来るような場合には、実習生の様子を的確に伝え、実習生が感じた事も随時聞き取って、職員間での情報の共有を意識している。実習生からは、わからない時は遠慮なく質問をするようにも伝え、実習が互いにとって良い時間となることを意識した受け入れが準備されている。
	b

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容がわかりやすく示されている。事業計画、事業報告、予算、決算情報などは、法人HPにおいて公開されている。園のトップページには、まず園の活動ブログがすぐに確認できるようにしており、子どもたちの活動がわかりやすく掲載され、子どもたちのいきいきとした表情も見ることができる。インスタグラムも行い、いつでも保護者や外部の方が日々の保育を見ることができるよう配慮している。運営の透明性を確保するため、民営化をして2年目で第三者評価の受審している積極的に姿勢は評価される。今後は、利用者アンケートの要望にもあるよう苦情や相談体制をわかりやすく園内に提示することや園HP上で事業計画等が把握できるよう配慮をして頂きたい。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	保育所における事務、経理、取引等に関するルールとして、経理規定が整備され、権限に基づいた取引と支出を行っている。事業・財務については公認会計士による毎月の監査を実施し、事業における公正かつ透明性の高い、適正な運営の取り組みがされている。保育教材などの購入においても園長決済と稟議の範囲が区分され、内部監査も監査法人により実施されている。職務分掌はわかりやすく提示され、役割と責任が明確にされており、職員等にも周知されている。事業計画においても、安定した財務基盤構築のために、人件費マネジメント、積極的加算取得、財務管理におけるPDCAやマニュアル化などの目標が掲げられている。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	2022年4月1日より公設民営として開所し、2022年12月1日より民間施設された新しい施設の中、様々に子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。事業計画においても地域貢献を掲げ、私保連の繋がりや社会福祉協議会、区役所などにおいても園アピールを行い、地域連携の試みを行っている。隣接する高校である大阪ビジネスフロンティア高校の施設を借りて運動会を実施したり、地域の子どもたちへの園庭開放も積極的に実施している。玄関カウンターには、地域資源の案内やパンフレットを置き、保護者にも地域情報を提供している。天王寺区と生野区という2つの地区に囲まれた地域のなかで、関係づくりをするために「連携のお願い」を文書として作成し、関係施設、社会福祉協議会、小学校などに配布を行っている。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	法人の中期計画において、ボランティアプロジェクトを重要実施項目として掲げ、地域ボランティア団体との交流、ボランティアの園行事への参画など受け入れの姿勢を提示している。今後は、シルバー人材の活用や地域の高校生を活用していきたい思いがあり、現在園内だけで実施している「お祭りごっこ」を地域の方にも参画し、実施することを検討中ようである。様々な社会資源や人材にアプローチをしているところであり、今後ボランティアの受け入れ活発化することが見込まれる。 ボランティア受入れのための登録手続、ボランティアの配置、事前説明等のマニュアルについては、現在実習生受け入れのマニュアルと一体になっているため、別の書類として作成することで受け入れ態勢の整備に繋げて頂きたい。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	中期計画において「笑顔に満ちた地域貢献」といった言葉を掲げ、地域とのつながりを重視し、社会資源の活用や関係機関との連携に力を入れている。生野区私保連でのつながりや園長会で生野区ブロックアジェンダなどにおいて、関係機関・団体と定期的な連絡会を実施している。また、天王寺区の社会福祉協議会や子育て支援会議、社会福祉施設連絡会、小学校の協議会などに参加はしているものの連携の場として機能は弱い状況と評価されている。地域の現状として、子育て資源における地域のネットワーク化が進んでいないため、今後組織化も含めた動きが求められている。特に、児童のアフターケアを想定した地域資源との連携について今後の課題といえるが、地域の小学校の先生が保育体験に来たりと連携を強めているところである。地域の社会資源のリスト化については、一部実施しているものの現在情報の収集、整理をしている段階である。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	関係機関・団体との連携や地域住民との交流を行っているところであるが、コロナの影響もあり、関係機関の交流が盛んとは言えないため、地域課題の把握までには至っていない。現在、行政資料を通じ、地域の保育所の空き情報や待機児童の情報から、保育環境については分析を行っている状況である。特に、次年度の認定こども園化に向けて、1号認定の児童の情報収集を行っているところである。園庭開放を通じて保育所機能の地域への還元を行っているが、地域住民に対する相談活動などは、今後の取り組み課題である。地域ごとの福祉ニーズに大きな違いを感じており、これからは、児童委員、民生委員をはじめ、地域の団体や連絡会などを通じて地域課題を把握し、保育施設としての役割を果たしていきたいとの思いがあることから、今後の取り組みが期待される。	

II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	<p>種の会保育マニュアルにおいて、地域の状況に即した子育て応援プログラムの作成を謳っている。本園では、次年度から、認定こども園に移行するため、地域における公益的な子育て支援の取り組みを実施していく予定である。現在、地域コミュニティの活性化やまちづくりに貢献していくため、各関係機関へ連携のお願いをしているところであり、地域の福祉ニーズに基づいた子育て支援を行いたいとしている。</p> <p>地域の防災対策や被災時における福祉的な支援については、保育園として早急に地域の実態把握が必要であると考えている。隣接の高校や各関係機関との連携のもと、児童の避難先の整理や市営住宅の備蓄、乳児の一時的避難場所など早急整理していく意向である。</p>	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	<p>職員室内に掲げられている「8つの心得」を毎朝復唱し、子どもを尊重した保育を意識できるようにしている。また、管理職のマネジメントブック「糧」や「コンセプトブック」を用いての研修や勉強会もあり、常に子どもを尊重するが基本としている。職員会議、期案会議では、不適切保育のチェックを行い、園長からは何事においても、保育士主体の保育ではなく、子どもが意思決定できる保育を大切にしてほしいとの説明している。言葉かけにおいては、選択肢を増やすこと、どうしたい、こうしてもいいという確認をすること、してねはできるだけ使わない。子どもが良い、嫌がいをえるようになど研修を通じて複数回確認をしている。縦割りの活動を重視し、乳児クラスはミックスデー、幼児クラスはフリーデーという活動を通して、異年齢で関わる機会を多く設けることにより、子どもが様々なちからが発揮できるよう配慮している。</p>	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	<p>子どものプライバシー保護に関しては、着替え時やプール活動において外から見えないよう環境へ配慮し、乳児のおむつ交換においてもトイレ内で行えるようにしている。幼児クラスでは、恥ずかしがる子どもには見えない場所で着替えるよう声掛けをしたりするなど自然な形で配慮している。園の掲示物、HPの配信の写真の掲載においては、個人情報に関する基本方針を定め、同意を得ていない方への配慮をしている。</p> <p>子どものプライバシー保護に関する取り組みについては、環境設定や保育者の共通理解もされ適切であるが、規程・マニュアル等の整備を各場面でしていく必要がある。また、プライバシーの規定や同意書についてもブラッシュアップする必要がある。</p>	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	利用を希望している方への情報提供は、園見学や園庭開放、区役所などのパンフレット配備、ホームページでの紹介などさまざまな方法で実施している。HPやパンフレットの情報提供内容は、写真・図・絵の使用を行い、明るく誰にでも伝わりやすい内容となっている。園見学は随時受け入れており、園庭開放から園見学になることも増えているとのことである。入園後は、説明会と個人面談の案内を送り、園長が入園希望者全体に重要説明書、入園のしおりに沿って説明を行っている。その後、担任から個別面談を行い、それぞれの子ども配慮について聞き取っている。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育利用前に担任から聞き取りを行い、保護者の要望や離乳状況、アレルギーなどについて確認している。保育時間や変更については天王寺区から通知が届くが、直接保護者に確認をしている。保育内容に変更がある場合は、速やかに理由や今後の取り組みについて事前に詳しく保育アプリにて保護者へ伝達をしている。準備してほしいものなどもアプリを通じて行っている。外国人などコミュニケーションに配慮のいる方もいるが、同じ国の家族に手伝ってもらい対応をしている。配慮が必要な保護者への説明についてルール化はされていない。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	転園や卒園の際には、手続き、引継ぎの文書について説明をしている。特に公立施設から民間委託となった際には、保護者会を作らないことなど保護者の要望を把握し、保育園の方針や体制を丁寧に伝達し、引継ぎを行った。退園後もいつでも気軽に遊びにきてもらえるよう伝達し、卒園児や保護者にしっかりと対応出来る体制を整えたいと考えている。今後アフターケアの職員の設定など検討していく。現在は、開園して2年のため、卒園児も少ないが、運営理念である「みんなでみんなをみていく園づくり」を大切に、子ども達や保護者にとっても、いつまでも気軽に立ち寄れる場所でありたいと考えている。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	日々、一人ひとりの子どもにとって快適な保育となっていることを確認してもらうため、毎日保育アプリを通じて、乳児クラスの保護者へは個人の連絡帳として活用している。日々の連絡を通じ、保育内容の伝達、子どもの成長、家庭状況の把握を行い、保育の適切性について確認してもらっている。幼児クラスにおいても保育場面をドキュメンテーションとして送付し、園での姿がより分かりやすいように掲示している。 行事後のアンケートは実施しているが、定期的な保護者への満足度調査は実施できていない。保護者会も設置されていないためヒアリングも難しい状況であるが、今後は代表保護者を行いヒアリングをすること、今回の第三者評価で使用したアンケートをもとに定期的な満足度調査を実施すること検討していくとのことである。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント) 苦情解決の仕組みとして、責任者園長、窓口主任、第三者委員を2名設置している。苦情解決の方法は、重要事項説明書にも掲載し、苦情解決の流れの説明を記載した用紙を玄関に掲示している。現在主な苦情はなく、改善実績および対応の掲示などはないが、マニュアルには明記されているため、事案があれば対応している。利用者アンケートからも苦情の体制についてわかりづらいという意見もあることから、苦情の記入カードや掲示をわかりやすくするとともに、苦情受付担当の名前や第三者委員の連絡先を表示するなど配慮していく必要がある。	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント) 現在、担任等に直接話しにくい相談や意見のある場合、意見箱や保育アプリを使用し、意見が述べやすい体制を整備している。また、保護者との面談をする際は、絵本の部屋や保育室などで行い、プライバシーに配慮している。さらに、日常的に接する職員以外の相談窓口の明示や専門職への繋ぎなどがあると、保護者の相談、意見の申し出がしやすい環境整備となる。保護者等に複数の相談方法が十分に周知されており、日常的に相談窓口を利用できるような配慮が必要である。	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント) 種の会保育基本マニュアルにおいても、保護者対応方針が示され、カウンセリングマインドや多様な家庭事情に 대응すること、保護者同士の関係づくりの重要性を説いている。日ごろから、保護者の意見や相談に応じるように職員に周知され、必要に応じて面談を実施している。毎月の職員会議の中では、「保護者からの意見・要望」という項目を設け職員全員で共有し、検討している。今後は、相談対応のマニュアルについては、苦情解決の仕組みと一体的に構築されているため、相談対応としてマニュアルや書式の整理をしていく必要がある。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント) 園の安全管理に係るリスクマネジメントとして、保育基本マニュアルにおいて危機対応マニュアルとして、様々なリスクへの対応が記載されている。安全管理チェック表、緊急連絡先（病院）、事故後の対応方法、園外保育での配慮などマニュアルとして一定の整備がされている。ケガや事故があった場合、ヒヤリハットが発生した場合は、速やかに主任・園長への報告され、ヒヤリハット・発生通知書・事故報告書に記入される。また、原因や改善策についてクラスで話し合い、他の職員にもその日のうちにメーリングリストで配信するといったスピーディな対応をしている。SIDSの記録対応がアプリを使用するなど変化しているものもあり、一部のマニュアルが施設実態に合致していないこともあるため、さらなるブラッシュアップが必要である。	
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント) 感染症等については、保育基本マニュアルにおいて感染症防止及び対応マニュアルとして記載されている。作成については、主任を中心として対応しており、必要に応じて法人内の看護師が協力をしている。幅広い感染症についての内容を一定整備されている。大阪市発行の「こどもの保健」を基に研修を行っており、感染症が発生した場合は対応の仕方などをその都度再確認し、保育アプリでも保護者へ情報提供している。看護師の配置が難しいが、園医の活用や地域の大きな病院の利用へ迅速につないでいる。	

	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	<p> 災害マニュアルを作成し、情報共有に努め、事務所内にハザードマップや警戒レベルの表示を掲示している。災害時に必要な備品等も常に備蓄しており、児童や保護者との連絡に保育アプリを使用することもできるようになっている。地域連携の課題から、地域の避難場所や備蓄情報などの整理について今後取り組みたいという意向がある。BCP（事業継続計画）を作成しているが、必要とされる内容にはなっておらず、保育基本マニュアルと連動していないため、見直しをしていく必要がある。アプリを使用する以外の子ども、保護者との連絡、確認方法についても検討することも必要である。 </p>	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	糧とコンセプトブック、保育基本マニュアルには法人の理念、保育観、保育園で対応が記載されている。それぞれ研修や毎月の職員会議等で読み込み、理解できるように取組まれ、保育へ反映するよう仕組みづくりを行っている。計画は、園として全体的な計画を作成し、各クラスのリーダーを中心に年間指導計画、月間の計画を作成し、週案に落とし込むようしている。個別指導計画については、障がいのある児童や3歳児まで作成されている。保育基本マニュアルでは、接遇やインシデント時の保育の対応の記載はされているが、保育場面に即した実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、設備等などの環境に応じた業務手順の整備が必要である。また必要に応じて個別の児童に合わせたマニュアルの整備もして頂きたい。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	標準的な実施方法について、保育基本マニュアルが整備され、各計画の作成の方法も明示されている。保育の方法についての見直しの仕組みとしては、年度末に評価を行い、次年度の計画に生かすようにされている。行事に関しては、準備段階からのミーティング、検証を行い、意見を出し合いながら本番に向けて取り組んでいる。職員による振り返りや保護者アンケートから、常に子どもたちにとって一番良い方法を検討している。保育場面に即した実施方法や留意点についてのマニュアル化は今後の取り組み課題であり、それぞれに即したモニタリング期間と方法の設定が必要である。また標準的方法を変更したことが、わかるような書式を使用していく必要がある。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	c
(コメント)	現在、障がいのある児童や3歳児までの児童に対し、個別支援計画を作成しているが、作成の前段階となるアセスメントシートの作成がされていない。アセスメントシートは、児童の全体の情報を整理したものである。また、アセスメントシートから、個別指導計画を作成していること、職員の合議、保護者の承諾、モニタリング方法などの整備も必要である。アセスメントシートは、現在作成している児童票や健康記録を整理していくことで、書式として作成することができると思われるため、今後の取り組みに期待したい。アセスメントから個別の計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要がある。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	個別指導計画の評価・見直しは、園長・主幹を通した修正および話し合いをした上で、内容決定をしている。指導計画を緊急に変更する場合は、職員で緊急ミーティングを行い、保護者には変更した経緯も含めてメールで伝えている。指導計画の評価は、年度末に見直しを必ず行い、年度初めの園内研修にて職員に周知している。指導計画の評価・見直しに関する手順について明記されたものが、今後作成されていく必要がある。また指導計画の書式において、更新や変更の時期や回数が明示されていることが求められる。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) 子どもに関する記録は、保育アプリを通じて実施されている。1年更新で、児童原簿の記入を保護者に依頼し、発育情報や配慮すべきこと、子育ての際の困りごとを記録してもらっている。健康カードでは、子ども達の発達状況や生活状況等を把握がされ、今後は保育アプリにて確認ができるようになる。乳児クラスは個別月案を発達記録としてにて毎月チェックを行っており、主任が確認を行っている。日々の保育や子どもの情報は、保育アプリを通して職員間の引継ぎに生かされている	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント) 記録管理責任者は、園長又は主任となっている。保護者や職員は、年時の初めに個人情報の誓約書に署名を行っている。また、保護者に対しては、重要事項説明書、同意書をもとに説明を行っている。ただし、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法については対応が明示されておらず、保護者の個人情報開示の請求や停止の方法についても整理がされていない。個人情報漏洩の懸念となるのが、保育アプリの使用である。現在保育者がどこからでも個人携帯で入力可能であり、パスワードがかかっていたとしても保育所外から情報漏洩していくリスクがある。アプリ使用方法については、使用の限定化、マニュアルの整備を検討頂きたい。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	文教地区に位置する保育園で指導的な保育を求められたが、現状では子どもに委ね保育活動を進めていく方針には保護者は満足している様子が見られる。満足される理由は「子どもに委ねる」ということを中心においた保育が保護者から評価を得られているからである。保育計画の立案は経験値の高い保育者と園長、主任で会議を行い6人の合議で決められている。複数の保育者の意見を取り上げることで子どもそれぞれにあった保育の立案ができるようになり、その根底には理念に基づいた「みんなでみていく」といったことがあるからということが見られる。一方で、理念と保育所保育指針といったものとの整合性に課題が見られる。保護者の理解を促すために、ドキュメントと新保育指針の目指す10の姿における項目とをリンクさせて、整理するなどの工夫があると良いだろう。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	月齢や年齢による発達を目標とするのではなく、卒園時に自分のことが出来るようになることを目標としているため、子どもが自ら興味を持ち、子ども同士の活動を見合うことができるよう保育室にコーナーを用意している。年齢別のそれぞれのクラスには子どもの興味のある玩具を用意しているが、他クラスの玩具に興味があった場合、柔軟に玩具を貸し借りすることで、子どもの発達に沿った玩具が提供できるように配慮している。幼児クラスでは異年齢で子ども同士が関わる日を設け、年齢に関わらず、子ども同士が刺激し合い、遊びに広がりをもたせるようにしている。	
A-1-(2)-②		a
(コメント)	活動によっては子どもの意向を受容し、日にちや時間帯を子どもが選べる順序性選択も行われており、子ども自身が行動のタイミングを選ぶことができるように配慮している。このような根底には子どもの「『やりたい』と思ったときにできる環境」を重視し、子どもの思いを尊重し、遊びに主体性を持たせることを目的としていた。保育活動の中でも、子どもの状態に応じて、ねらいを具体的なものにせず、活動の意図を遂げることができるように大きなテーマにすることで柔軟な解釈ができるような設定にすることで保育の全体的な計画にある「こども像」に向けた活動が行われている。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	子どもの興味関心から身の回りのことに取り組むことが出来るようにするため、指導計画には基本的な生活習慣の瀾が記入されているが、あくまで目安であり子どもたちの様子と興味に合わせて、計画の立案が行われている。イラストを使った掲示をすることを進めている話があり、子どもたちが視覚を通して、生活習慣に興味関心を持てるように目に留まるところに掲示を行うことを行っているという。この試みは優れた取り組みであり、今後もこの取り組みの継続に期待したい。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	部屋の玩具は子どもが自ら取り出せるようすることで、自らの興味関心にあった活動ができるように配慮されている。保育者の計画でも「まずやってみる」ことを重視しており、子どもが「『やりたい』といったときにできる環境」を柔軟に作ることで子どもの主体性を尊重する。子どもとの関わりにおいても、保育者が介入する際、子ども「自らが動く」ように言葉がけをすることで、人との関係性を子ども自ら作ることを重視している。子どもの受容を考える一方で、昼食時の挨拶など、集団と個別による良さと悪さの中で迷うことが一つの課題になっている。具体的には、食事の際の「いただきます」をどのタイミングで言うべきなのか、など何を判断基準とすべきかを職員間で一つ一つ決めていくことなどが期待される。本来の理念に基づく中で、「集団」と「個」の価値観の対立の場面でも、同様である。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子どもの主体性を尊重するために、必要以上に子どもにかかわることをせず、子どもが保育者を求めてきた際に応えことで安心感を与えることに配慮している。また、子どもに選択肢を用意することで、乳児であっても主体性を保障するように行っている。年間指導計画など、期案をたてる際、ある一定の目安をたてるが、あくまでその場にいる子どもの姿を優先し保育活動を行うことで、理念における主体性の確保と子どもたちの発達に即した保育活動ができる用に考えられている。改善点として、年間指導計画が年度途中に変更点があった場合、その都度確認できるできるようにすれば、より現状に即した年間指導計画にできるのではないかと考える。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	1歳児は特に安全面や保護者に対する理解を重視している。保護者に対して自ら動こうとする子どもの様子を伝えることを重視している。その際、関わり中でのトラブルの対応を共有することで、主体的な活動と子どもを中心に、保護者と保育者が一体となり活動への理解を深めている。職員は、2歳児の現状の発達に目を向けて、マグネットを利用して自分の居場所をボードに示してもらうことで出欠を明示して朝の会で確認しあうこともしている。2歳児は次年度から幼児クラスに上がることに意識が向くことが多いので、職員には2歳児に必要な経験を持たせるように意識し、次年度に固執しすぎないようにはするということ話があった。その際、見通しと子どもたちの発達の狙いと見通しとの整合性をうまく図ることが課題であろう。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	週一回の異年齢での活動を行うことで、年齢別ばかりだと、関係性の固定や序列ができることがあるので、子どもが様々な年齢の子に触れ、関わりに多様性の中で関係性を作る機会を増やしている。子どもが自らやってみようとする主体性をもとした活動の考え方を中心に、3歳児は自ら自分のことをすることといった基本的な生活習慣を中心に行うことから、5歳児が活動の計画を自ら作り出す活動へ、個人から集団に向けた方向性がみられる。今後、異年齢での活動を増やしていきたいという園の思いはあるが、その際には個人としてやりたいことと集団としてする遊びとの選択、クラス分けでの年齢別と異年齢の選択を、何を基準に決定していくかという整理が今後は必要となってくるであろう。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	保護者の子どもに対する思いと保育園側の考えを3か月1回、療育に行かれている子どもは2か月に1回と面談を行うことで、情報の共有と今後の見通しをすり合わせている。保護者にありのままの様子を伝えることで、複数の見解をもとに対象児に対して過ごしやすい環境を考えている。情報は職員会議において、共有を行うことで、園全体で対象児を見ていくよう意識づけを行う。日ごろからクラスに関係なく、加配職員もあえて決めておらず、保育園全体で子どもを見ることや声をかけることは理念をもとにした考えでもあり、今後も継続してほしい。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>本園は18:30の閉園時間のため、17時以降は合同の部屋に移動するようになる。その際に園児の遊びが盛り上がっているような場合には、手持ちで運べる玩具は園児と共に移動させ、移動した乳児の部屋でも遊べるように配慮している。できるだけ、子どもの遊びたい環境に配慮し、受容することで、遊びを切断することなく、落ち着いて合同保育を迎えることができるように意識している。また、合同保育をするにあたり、幼児も乳児の環境に合わせて遊ぶことで、周りの環境に配慮し、異年齢での関わりを経験しており、保育者の配慮とともに子どもの相互の関係性にも多様化が見られる。</p>	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	<p>本園の園長や主任が「学校協議会」に参加し、近隣小学校との連携をとるようにしている。この学校協議会の場では、近隣小学校のコロナによる子どもたちの言語獲得が阻害されているという指摘など、今日的な問題提起もあり、情報共有から、今後の保育への課題なども見えてくる機会となっている。また、小学校の教員が本園に来園し、実際に保育に入り、園児と関わる中で保育園の子どもの実情を知ってもらう取り組みがあり、これは小学校との連携にもつながる優れた企画である。教員が保育園での実情と小学校の生徒の姿を比べ、違いを知る様子が感じられ、園としても小学校の現状を知ることによって年間指導計画への見通しや就学を見据えた計画作りに参考にできている。</p>	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	ICTを利用し、子どもの連絡帳、出欠席、健康手帳、配布物データを保護者に送っている。ICTを利用することで保護者からも意見を書き込めるようになるため、連携がとりやすくなっている。「保健便り」はもともと公立保育園の看護師の会合の中で作られたものを参考に配布していたが、園舎の移管後には保健便りを出さなくなった。しかし、感染症については、気にする保護者も多いため、随時感染症における情報は園からは発信しているという。ケガ発生時は当日に保護者に情報の申し送りを行い、メールにて保育者との情報共有を行うことで周知している。看護師がいないということもあり、保育園の保健に関する方針の発信やICTと既存のマニュアルとの整理が課題ではあるが、今後は姉妹園の園看護師が作成した保健だよりを活用することも検討中である。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	検診に当たっては、質問票を事前に用意したり、ICTを利用した結果報告を保護者に行うなど、効率的かつ室にも配慮した保護者向けの検診結果報告を行っている。時期的なものとしては、手洗い指導や虫歯の話は園児たちには継続的に行っているが、健康診断・歯科健診の「結果」を保育に反映できているかについては、まだまだ改善される点はある。子どもたち自らが、自身の健康に興味を持ち、自身の健康を自ら守るという意識を持てるように園全体で目指すことが出来れば、良いだろう。今後の工夫に期待したい。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギーに関する最新の情報は、毎年医師の診断を重ねてそれぞれの子どもの状況を園として更新した情報管理を続けている。食事時には、アレルギー疾患を持っている子どもは食べるテーブルも他児とは別にし、アレルギーを持っている子どもだけを集めて保育者が一人ついでに食事を行っている。そしてアレルギー児には一番最後に配膳し、給食室から直接提供するようにすることで、ミスがないようにする対応をとっている。職員は、他児にもアレルギーのことを伝えることで、対象児だけではないすべての子どもが、そういうことがあることを意識できるように対応しており、アレルギー児だけに焦点を当てるのではなく、保育にかかわるすべての大人そして子どもも双方で、アレルギーについて考えを深められるように対応を進めている。

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食事は自分で食べる量を申告してもらい形式をとっており、規定量を食べる目的よりも、楽しく食べることを目的としている。「楽しく食べる」ことは「一生懸命食べる」という意味合いとしても考えているため、子ども自らが進んで食べることが出来るように量を考えている。座る席の選択は子ども自身が乳児、幼児ともに好きな場所を選ぶようにしているが、2歳児はグループ活動を優先し、関係性を理解するために席が決められている。そのため、席の配置についてはクラス運営の方針により変動することもある。現状は年齢別で食べているが、異年齢児の環境で食べる機会を作ることでより多様な環境下で食事が出るようになることも検討している。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	規定量を食べさせることを目的とするのではなく、子どもたち自身が食事を楽しむことを園としては重視している。保育者もともに同じ給食を食べることで、子どものモデルとなり、楽しく話をしながらの食事環境を作っている。栄養士も子どもの食事環境を見ることで、食事提供に関する園長や主任への相談、アレルギー児に対する相談を行いこれを献立にも反映するようにしている。食事の提供は子どもが自ら量を調整できるようになっており、配膳も子どもが行うことで興味をもって、関わりある配膳が行われている。子ども同士の関わりを持たせた活動を意識しており、食育に関しても年間計画に記述があるが、子ども同士でより関わる内容が今後は検討されることにも期待したい。

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>年一回の保育参加では、保護者にも実際に保育に入ってもらい、子どもの園での様子を見ると同時に、友だち関係を見てもらうことを目的としている。その後、保護者とは懇談を行うことで、子どもの状況と成長を園と共有すると同時に、クラス全体の保育を俯瞰的に見ることにも繋がっている。ここにおける「成長」とは子どもからの発信、様子の変化、サポートしている姿など、関わりの変化を成長と園では考えて保護者には伝えている。その際、子どもの良いところを書き出すシートがあり、職員はこれに気付きを記入し、ポジティブに子どもを見通す機会を園として準備するとともに、保護者にも子どもの良いところを目を向けてもらえるように意識がされている。</p>	
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	<p>保護者から保育園に対する不満や意見は、園が徐々に評価されるようになるとともに少なくなっていると、園は考えている。これは、保護者対応で日ごろから子どもの良いところを書き出すシートを利用し、これに記録されたことを保護者には随時伝えるようにしていることも大きな効果をもたらしている。また、園のできごとは正直に伝えることを意識しており、真摯に保護者にも伝えることを続けてきた。一方で、園での様子を伝える際に、保護者が求めているものと保育士の思いが意図の伝え方が拙かったために誤解からトラブルが過去にあったこともあるという。この改善に向けて、園では問題になりそうな場合は保護者と保育者、園長や主任との三者での面談を行い、保育者側に意識向上を促す機会として、このような機会を活用もしている。</p>	
A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	<p>現在まで、虐待に関わる事例がないということもあり、チェックシートは用意はされているが予防的な取り組みというものは具体的に行われていない。しかし、日常的な視診、身体測定などによる身体に異常がないかの確認といったことは行われており、関係機関との連携も区役所からの連絡を通して行われている。チェックシートの活用は、主観的にならず、複数の目で多角的に見ることが重要であると園では考えており、今後の継続的な機能改善に向けて検討を進めてい期待と考えている。</p>	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3- (1) -①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	<p>園では、各職員のスキルアップシートを用意し、本人がこれから何を頑張っていきたいのかを書いてもらっている。それをもとに、年間の期中、年度末に園長と本人で面談を行い、今後の見通しを考える機会を設けている。その他に、他者面談も行うことで、自他共に振り返り、保育の質のスキルアップにつなげようとしているという。ここにおける「保育の質」とは保育者自身の自立を中心にしており、法人理念でもある「みんなでみんなを見ていくこと」や職員間の関係性が良好であることで、職員の連携が取れるようになることを目指している。職員は連携して、子どもたちに対して、「何のために保育をしているのか？」という根本にいつでも立ち返ることを園全体で重要視している。</p>	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	虐待マニュアルを周知し、実際の事例などをもとにどうあるべきか、どう支援すべきかを伝えて、法人内でも事例を共有したり、社協の事例検討会などにも参加して注意喚起に努めている。プールの着替えなどではパーテーションを設置したり、保育室の中でも着替えなどの際は遮るものがあり、個別に対応できるようにしている。一斉活動においても、みんなと一緒に嫌という子どもには事務所で個別に対応し落ち着かせるようにするなど、園全体で協力しながら個人の意思を大事にしている。外部の目を遮ることよりも、子ども自身にどのように羞恥心を持たせられるか、という違った視点から、子どもたちへの支援を再検討することも今後は必要かもしれない。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	天王寺保育園に在席中のご家庭の保護者
調査対象者数	81 人
調査方法	利用者調査、WEBでの調査を実施し、携帯電話・スマートフォン・パソコンによる回答を中心とし、紙ベース希望者には従来型の紙による回答も可能とした。利用者調査開始時には、調査の趣旨や手法などに関する詳細な説明と個別のID・パスワードを記した案内状を封緘封筒に入れて全家庭に配布した。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

調査開始時点での本園の利用世帯81世帯（園児数99名）を対象として実施した。なお、兄弟姉妹がいる世帯は1世帯として扱った。結果的に58名からの回答となっている。（71.60%）

《設問：自由記述を除き16項目》

◆100%の利用者が満足であると答えている項目：1件
「感染症が発生した際についての案内」

◆95%以上の利用者が満足であると答えている項目：4件
「保育理念や方針について」「園日より、等の発信について」「提供される食事についての案内」「保護者へ行事日程の配慮」

◆90%以上の利用者が満足であると答えている項目：3件
「保育内容や方法について」「健康診断の結果の案内」「送迎時等、保育士との情報交換の場があるか」

◆80%の利用者が満足であると答えている項目：5件
「入園前の見学の受入れ」「園に対する園児の安心感」「保育に関する要望への対応」「提供される食事の充実さ」「相談できる環境」

すべての項目で高い満足度であり、保育の内容だけでなく、積極的なコミュニケーションを大切にして、連絡帳アプリを導入し、園について発信していることが安心や信頼へ繋がっているようだ。

今後は今回保護者から出された個別意見の対応可能な事柄へのさらなる配慮や説明を充実させていただくことに期待したい。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等